

戦時下京都における建物強制疎開

1. 建物強制疎開とは

- ・空襲による延焼を防ぐため、空襲を受ける前に自ら既存建築物を破壊し、疎開空地・空地帯を造成する。根拠法は防空法。
- ・全国で実施（表1）

2. 防空法と建物疎開

1937（昭和12）年4月 防空法公布

→主眼は、各地で行われる防空演習への法整備と統制

1941年11月 防空法（第一次）改正公布

→第一条の防空規定に「偽装・防火・防弾・応急復旧」が付け加えられた。
「防火」が加わったことで、防空空地の設定、そこでの建築物の禁止や除却が規制される。

1941年12月 対米英開戦

1943年10月 防空法（第二次）改正公布

→防空の範囲が「分散疎開・転換・防疫・物資配給」に拡大し、勅令で必要な規定が出来ることとなり、工場移転や建物疎開に必要な命令が出せるようになる。

1943年12月 「都市疎開実施要綱」閣議決定

→京浜、名古屋、阪神、北九州で建物疎開実施

3. 地区指定（京都・第一次建物疎開の場合）

（1）除却実施に至るまでのプロセス

1944（昭和19）年2月17日 防空総本部通牒

→地区指定の調査を府都市計画課が隠密裏に実施

↓

内務省へ内申

↓

防空総本部において審議

1944年7月1日～ 府において疎開実施準備を開始

- ・予算要求や指定図の作成、事務分担や工事方法の決定、補償委員会開催準備、水道・ガス・

電話除却交渉、現場調査方法の決定等

1944年7月17日 臨時府会にて予算622万1千円を議決

1944年7月18日 内務省告示416号により地区指定発表

・その内容が指定図と共に市役所にて縦覧可能

1944年7月19日 市内警察署長を招集し疎開の詳細を指示

1944年7月20日 実施

(2) 地区指定を受けた範囲 (表2)

・第一次建物疎開 (1944年7月～)

島津製作所三条工場、日本電池工場、京都瓦斯第一工場、寺内製作所等重要工場
周辺、堀川・鴨川に接する地域

・第二次建物疎開 (1945年2月)

消防道路の造成 (万寿寺通の六波羅蜜寺から川端通間など)

・第三次建物疎開 (1945年3月～)

疎開空地帯 (堀川通、御池通、五条通、京都駅周辺)

交通疎開空地 (京阪三条、四条大宮、国鉄梅小路駅周辺)

消防道路 (七本松通、智恵光院通、高辻通)

疎開小空地 (軍需工場、軍施設、区役所、警察署、変電所、病院、市電車庫付近)

・第四次建物疎開 (1945年7月～敗戦のため途中中止)

国民学校等堅牢建築物周辺

山陰線沿線、東海道沿線、奈良線沿線

(3) 除却の様子

- ・対象の家々へ疎開票が張られ、短時日のうちに荷物をまとめて移転。
- ・大工・とび職が家屋の主要な柱等に傷を入れる。その後、警防団や勤労奉仕の学生、婦人会、町内会等の人々が集まって、ロープを結び強引に引っ張り破壊。
- ・跡地の様子 (図1)

4. 東山区五条橋東5丁目における建物疎開

- ・五条坂…五条通 (大和大路通から東大路通まで) の両側町。清水焼の職人が多く、陶器の町として発展してきた。
- ・疎開前の幅員は3メートル程度
↓
- ・第三次建物疎開により、1945 (昭和20) 年3月下旬、南側のみ約60メートル音羽川まで家屋が除却される。(図2)

- ・ 戦後、都市計画事業に必要な土地は政府が買収。不要な残地 10～15 メートル分は元所有者が払い下げを受ける。
- ・ 現在の幅員は約 50 メートル

・ 跡地整備の経過

- 1947 年 6 月 ブルドーザーを使って拡幅に着工
- 1949 年 3 月 拡幅工事一応完成（実際は、道路上に建物が残存）（図 3）
- 1953 年 3 月 道路上の障害物撤去の見通しが付く
- 1956 年 6 月 舗装完了
- 1971 年 9 月 国道一号線として国の管理下となる

5. 市民への補償

- ・ 1944（昭和 19）年 7 月 京都府疎開実行本部設置（表 3）
- ・ 1945（昭和 20）年 3 月 京都府疎開事業事務所設置
→ 譲渡命令、移転その他の補償関係、建築物の評価、除却工事、古材処分、家屋台帳及び登記手続き等に関する業務を担当。

- ・ 補償金の種類…前渡金、移転費、建物買収又は移築補償費、営業等補償費、一般補償費

↓

移転距離、世帯員数等に応じて、内務省が定めた額が支払われるが、受け取っていないという声も多い。また、規定額より減額して支払われた。住所不明や通信機関の混乱からも支払いが困難な状態となり、一部は支払いが戦後まで遅延。

例) 第一次建物疎開の前渡金平均金額 206 円（現約 13 万円）

建物買収費 規定額 平均 350 円→実際 約 151 円

営業補償費 " 4200 円→" 1400 円程度

一般補償費 " 180 円→" 58 円 など [入山 2002]

- ・ 受け取った補償金の額について

「今の貨幣価値に対してタダみたいなもの」「引越しのお金ぐらいかな思ってたそれっきりだった」「子供の時分、そんなこと知らない、分からない」

6. 建物強制疎開に対する市民の思い

・「いずれも堂々たるもので、国策に協力する熱意の現はれ」(『京都新聞』1945.4.7)

・市民から府へ寄せられた抗議文(1945年11月8日付)

「取壊作業が所有者に通告する暇なき程早急迅速に行はれしに反しその報償行為の何故斯く緩慢遅延致し居り候や伺度貴方より何等の指示すら無き為め当方より乗車不便の程再三再四に涉り貴庁へ出頭問合せ候も一向要領得ず六ヶ月余を経過せる十月十九日に至り漸く報償金額の決定を見るに至り候。是とて印鑑証明持参せよ等の面倒臭き手続を当方のみに負はせその価額も貴方独断のものにて若し仮りに取壊ちを免れ居りとせば時価は少く共十万円以上の価値あり。而も、即金売却出来得るものを九ヶ月経過するも代金の受領も出来ずその価額の如き拾分之壱にすら及ぼさるは如何に国家的事業と云い乍ら少しは目的が公共の爲めになされし事にて、その犠牲とりし為め取壊ち並に価額の点に就き、今更異議を申し述ぶる所存は無之候も、せめて報償金の支払のみは迅速に願度く、価額決定の折には十月末位には支払ふとの事に候らいしも其事なく其後催促致候らへば十二月中旬には支払ふ旨の由係口より承知仕候も是亦何等の通知もなく今日に至り候」

(京都府行政文書『第三次建物疎開事業関係書類綴』)

・諦念→強権発動の時代だから、当時は従うしかなかったという意見。

「仕方ない」(疎開者、非疎開者)

「強制だからね。何がなんだか分からんからね」(疎開者)

・肯定→京都市内の幹線道路となり、結果的に車社会には適合している点では、一定の評価はできるという意見。

「五条通、堀川通、御池通がこれだけきれいに整備されてるのは京都市のためになっている、皮肉やけど。疎開がなかったらいつかはやってるやろうけど、こう綺麗にはいかんと思う」(非疎開者)

「御池通が広がってよかったことは、交通量が四条通だけに集中しないで五条と御池に分散したということ」(非疎開者)

「京都市にしたら都市計画上はよかっただろう」(疎開者)

「将来のことを考えてあれをやった人は偉いと思う」(非疎開者)

・その他→建物疎開時、縁故疎開や兵隊で京都市内にいなかったが、戦後帰京して五条通や堀川通を見て「ものすごくびっくりした。畑になってるし、進駐軍がいっぱいやし」。でも、「(当時は、建物疎開のことなど) 考えてないね、生きるのに必死やから。」(非疎開者)

・おわりに

- (1) 敗戦間近における建物疎開の推進
- (2) 安い補償と支払いの遅延
- (3) 戦後、都市計画事業として道路が完成

表 1. 建物疎開状況調 (内務省国土局計画課調)

区分	実施都市数	建物疎開戸数	区分	実施都市数	建物疎開戸数
北海道	10 (3) 都市	11,868 戸	滋賀	4 (0)	3,010
青森	3 (2)	1,810	京都	7' (0)	20,906
岩手	7 (4)	1,482	大阪	3 (3)	82,508
宮城	3 (2)	2,196	兵庫	22 (12)	31,173
秋田	3 (0)	1,750	奈良	4 (0)	288
山形	5 (0)	6,926	和歌山	4 (4)	3,355
福島	9 (2)	4,448	鳥取	6 (1)	1,710
茨城	1 (1)	2,367	島根	6 (0)	7,060
栃木	1 (1)	2,367	岡山	4 (1)	2,658
群馬	7 (3)	2,905	広島	5 (3)	21,381
埼玉	6 (1)	2,288	山口	10 (5)	5,841
千葉	8 (2)	6,395	徳島	5 (1)	1,895
東京	3 (2)	207,370	香川	6 (1)	1,644
神奈川	8 (4)	35,349	愛媛	7 (3)	4,827
新潟	8 (1)	7,110	高知	1 (1)	466
山梨	1 (0)	87	福岡	24 (6)	41,627
長野	7 (0)	2,832	佐賀	4 (0)	1,087
富山	2 (1)	4,353	長崎	5 (2)	14,357
石川	3 (0)	2,173	熊本	5 (2)	3,010
岐阜	3 (2)	6,731	大分	5 (2)	6,585
静岡	18 (4)	4,745	宮崎	5 (4)	1,128
愛知	8 (4)	29,232	鹿児島	1 (1)	1,751
三重	8 (4)	3,367			
福井	1 (1)	2,445	合計	279 (94)	610,024

() は戦災都市として指定を受けた都市数である。(『戦災復興誌』1巻計画事業編 p 23より)

表 2. 京都における建物疎開実施期間

回次	種別	ヶ所数	面積(h a)	期間
第一次	小空地	22	10.44	1944.7.17~1944.8.17
第二次	消防道路	5	1.96	1945.2.27~1945.3.17
第三次	空地帯	4	66.78	1945.3~1945.4
	消防道路	17	18.13	
	交通空地	6	3.63	
	小空地	113	31.78	
計		140	120.32	
第四次	防空空地帯	3	23.41	1945.7.27~1945.8.15
	防空空地(重要施設周辺)	61	18.74	
	防空空地(堅牢建築物周辺)	110	43.80	

[京都府百年の資料]「入山 2002」より作成

図 1. 疎開後の堀川通

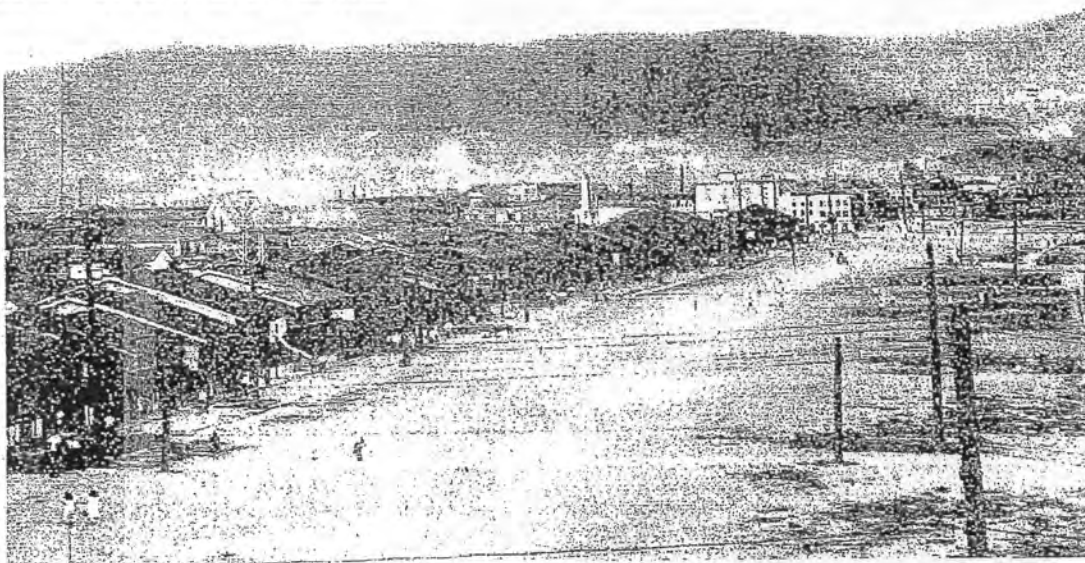


(『建設行政のあゆみ』 p 225)

図2. 五条橋東五丁目の拡幅状況図



図3. 1949年ごろの五条通



（『東山区誕生 70 周年 ひととまちの歩み』 p11）

表 3. 京都府疎開実行本部

部署	係名	活動内容	人数
指導部	総務係	・委員会ニ関スル事項 ・本部運営ニ関スル事項 ・宣伝啓蒙	19
	指導係	・指導相談 ・疎開者実情調査	4
	住宅係	・転出先家屋調査 ・転出ノ斡旋	29
	輸送係	・輸送ノ斡旋 ・輸送用資材ノ斡旋	17
	資材係	・労力資材ノ斡旋 ・古材等ノ利用統制	20
事業部	計画係	・疎開計画 ・跡地ノ計画	13
	補償係	・譲渡命令 ・移転其ノ他ノ補償	50
	除却係	・建築物ノ評価 ・除却工事	16
	経理係	・疎開事業ノ予算 ・部内ノ連絡	11

京都府行政文書「昭和十九年第一次建物疎開」より作成